

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	38	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一			34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,335	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)		2,102	1日につき
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一			69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一			3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一			110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算		特別地域加算		
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	中山間地域等における小規模事業所加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		
A1	4001	訪問型サービス初回加算		初回加算	200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅶ)	生活機能向上連携加算	100	1月につき
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90% 加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80% 加算	

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		38単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102		
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		69		
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334		
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122単位	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		110		
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

A5 通所型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位		1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割			54単位		54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位		3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割			111単位		111	1日につき
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算		240
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(みなし)を行う場合		事業対象者・要支援1		376単位減算	-376
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752単位減算	-752
A5	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算		100
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算		225
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150単位加算		150
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150単位加算		150
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120単位加算		120
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1		72単位加算	72
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2		144単位加算	144
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1		48単位加算	48
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2		96単位加算	96
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1		24単位加算	24
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2		48単位加算	48
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の59/1000 加算	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の43/1000 加算	
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の23/1000 加算	
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)			(3)で算定した単位数の 80% 加算	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位		1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位		54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位		3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111単位		111	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(平成29年4月1日～)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	